

秋田県動物愛護センター分所機械設備等保守点検業務委託
特記仕様書

1 委託内容

この契約で保守とは、動物愛護センター分所内に設置されているコンピューター

制御機器や運転機器等の調整、点検、注油、清掃等とする。

その処理に使用する部品、補給品等は、受注者の負担とする。

2 運転機器

保守点検を行う運転機器は、動物の収容、安楽死及び焼却に係る次の設備とする。

成犬犬房、犬房誘導追込設備、安楽死設備、焼却設備、特殊脱臭設備、小動物ケージ設備、換気脱臭設備、給水配管設備、重油配管設備、炭酸ガス配管設備、電気設備、動物搬送ボックス等のコンピューター制御機器

3 保守方法

(1) 定期保守

受注者は、委託期間中に4回（5月・8月・11月・2月）、技術職員を派遣し、保守点検を行う。

(2) 緊急保守

受注者は、定期保守とは別に、発注者の要請により、その都度技術職員を派遣し、緊急保守を行う。

4 点検報告書の提出

受注者は、保守点検を行ったときは、遅滞なく点検報告書を作成して発注者に提出し、その確認を受けるものとする。